

鹿児島市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、本市で開催され、多くの市民の参加等が見込まれる行事を主催する団体等に、AEDを貸し出すことにより、心停止者への迅速な救命活動に備え、市民の安心と安全の確保を図ることを目的とする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出しは、市内において10人以上の市民が参加し、かつ営利を目的としない行事を主催する団体等の代表者に対して行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（AEDの管理場所）

第3条 この要領により貸出しを行うAEDは、健康福祉局保健部生活衛生課において管理する。

（貸出要件）

第4条 AEDの貸出しは、医療従事者又は普通救命講習を受講した者（以下「資格者」という。）が、行事の期間を通じてその会場等に配置されることを原則とする。

（貸出期間及び貸出台数）

第5条 AEDの貸出期間は、貸出しの日から7日以内とし、貸出台数は、1行事につき1台とする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

（貸出料）

第6条 AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、AEDの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。ただし、貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

（貸出手続き）

第7条 貸出しを受けようとする者は、貸出日の2か月前から7日前までに、次に掲げる書類を添えて、自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し等申請者の身分を証する書類
- (2) 行事等の目的、会場、内容等がわかる書類
- (3) 資格者の普通救命講習の修了証又は資格免許証等の写し

2 市長は、前項に規定する貸出申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、貸出しの

可否を決定したときは、自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により貸出しの承認を受けた者は、自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書を持参し、第3条の管理場所において貸出しを受けるものとする。

（維持管理）

第8条 借受者は、借り受けたAEDを常に良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 借受者は、AEDを取扱説明書によって適切に使用すること。

(2) 借受者は、AEDを処分し、又は目的以外に使用しないこと。

(3) 借受者は、AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

（返却）

第9条 借受者は、貸出期間終了後、速やかにAEDを返却し、自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（様式第3）を市長に提出するものとする。

（損害賠償の義務）

第10条 借受者は、AEDを亡失し、又は損傷した場合は、自動体外式除細動器（AED）亡失・損傷報告書（様式第4）を速やかに市長に提出するものとする。

2 借受者は、AEDを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、この限りでない。

（返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、AEDを返還させることができる。

(1) 借受者がAEDを必要としなくなったとき。

(2) 第8条の規定に違反したと認められるとき。

(3) 市長が特に必要があると認めたとき。

付 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(制定理由)

この要領は、本市で開催され、多くの市民の参加等が見込まれる行事を主催する団体等に、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、心停止者への迅速な救命活動に備え、市民の安心と安全の確保を図ることを目的に、AEDの貸出しに関して必要な事項を定めようとするものである。